# 枚方市障害者計画（第４次改訂版）の令和７年度進捗状況及び総括見込みについて

資料1-1

施策体系

| 基本目標 | 基本方向 | 施策 |
|---|---|---|
| 第１節 市民啓発及び地域との交流の推進 | １　多様な啓発の推進 | （１）人権・人命の尊重 |
| | | （２）虐待や差別の防止 |
| | | （３）合理的配慮 |
| | ２　地域との交流 | （１）地域福祉活動 |
| | | （２）地域交流の推進と居場所づくり |
| 第２節 障害者（児）が安心できるまちづくり | １　公共施設の整備等 | （１）バリアフリーの整備 |
| | ２　保育・療育・教育の充実 | （１）保育・療育・教育の充実 |
| | | （２）インクルーシブ教育・保育の推進 |
| | ３　災害対策 | （１）自然災害 |
| 第３節 安心して生活できるサービスの確保と提供 | １　地域生活への支援 | （１）福祉サービス提供体制の充実と質の向上 |
| | | （２）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 |
| | ２　緊急時の対応 | （１）障害ニーズに応じた対応 |
| | ３　保健・医療との連携 | （１）保健・医療との連携 |
| 第４節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ | １　就労に向けた支援 | （１）就労に向けた支援 |
| | | （２）就労に関する相談支援 |
| | | （３）工賃向上に向けた支援 |
| | ２　社会参加と多様な学習への支援 | （１）生涯学習の推進 |
| | | （２）文化・芸術活動への支援 |
| | | （３）スポーツ・レクリエーション活動への支援 |
| 第５節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供 | １　相談・支援体制の充実 | （１）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供 |
| | ２　関係機関との連携による支援の充実 | （１）関係機関との連携による支援の充実 |

# 枚方市障害者計画（第４次改訂版）の令和７年度進捗状況及び総括見込みについて

| 基本目標 | 基本方向 | 施策 | 取扱事業数 | 継続推進 | 拡充 | 見直し | 終了 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1節 市民啓発及び地域との交流の推進 | 1　多様な啓発の推進 | (1)人権・人命の尊重 | 5 | 5 | | | |
| | | (2)虐待や差別の防止 | 6 | 6 | | | |
| | | (3)合理的配慮 | 7 | 7 | | | |
| | 2　地域との交流 | (1)地域福祉活動 | 8 | 8 | | | |
| | | (2)地域交流の推進と居場所づくり | 2 | 2 | | | |
| 第2節 障害者(児)が安心できるまちづくり | 1　公共施設の整備等 | (1)バリアフリーの整備 | 13 | 12 | | 1 | |
| | 2　保育・療育・教育の充実 | (1)保育・療育・教育の充実 | 22 | 22 | | | |
| | | (2)インクルーシブ教育・保育の推進 | 7 | 7 | | | |
| | 3　災害対策 | (1)自然災害 | 16 | 16 | | | |
| 第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供 | 1　地域生活への支援 | (1)福祉サービス提供体制の充実と質の向上 | 9 | 9 | | | |
| | | (2)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 12 | 12 | | | |
| | 2　緊急時の対応 | (1)障害ニーズに応じた対応 | 3(1) | 2(1) | 1 | | |
| | 3　保健・医療との連携 | (1)保健・医療との連携 | 11 | 11 | | | |

（　）内は再掲の取組数

# 枚方市障害者計画（第４次改訂版）の令和７年度進捗状況及び総括見込みについて

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第4節 自分らしい生き方を見つける･選ぶ | 1 就労に向けた支援 | (1)就労に向けた支援 | 6(1) | 6(1) | | | |
| | | (2)就労に関する相談支援 | 2 | 2 | | | |
| | | (3)工賃向上に向けた支援 | 2 | 2 | | | |
| | 2 社会参加と多様な学習への支援 | (1)生涯学習の推進 | 2 | 2 | | | |
| | | (2)文化･芸術活動への支援 | 2 | 2 | | | |
| | | (3)スポーツ･レクリエーション活動への支援 | 3 | 3 | | | |
| 第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供 | 1 相談･支援体制の充実 | (1)相談･支援体制の充実ときめ細やかな情報提供 | 5(1) | 4 | 1(1) | | |
| | 2 関係機関との連携による支援の充実 | (1)関係機関との連携による支援の充実 | 2 | 2 | | | |
| 合計 | | | 145(3) | 142(2) | 2(1) | 1 | 0 |

（　）内は再掲の取組数

前期計画から引き続き実施されている継続的な取組が多く、今後の方向として「継続推進」を掲げているものが多数を占めており、本計画全体の進捗状況としては目標達成に向け、概ね順調に進んでいるものと考えられます。

## 施策の基本目標

## 第2節　　障害者（児）が安心できるまちづくり

| 基本方向 | 施策 |
|---|---|
| 1　公共施設の整備等 | （1）バリアフリーの整備 |

**取組（抜粋）：見直し**

| 施策名 | 取組 | 令和7年度実績 | | 第4次改訂版計画　総括（令和8年度末見込） | | 所管課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 取組内容 | 今後の方向 | 取組内容 | 次期計画の方向性 | |
| 福祉移送サービス | 障害者の社会参加の機会を拡充するため、運転者養成講習会を実施し、サービス提供の確保を図ります。 | 共同配車事業については、配車実績がピーク時から大幅に減少しており、事業として一定の役割を果たしたことから、令和7年度末で終了しました。<br>また、福祉移送サービス運転者養成講習会を実施し、市内の7事業者が福祉有償運送事業者として国への登録を行い、障害者や高齢者に福祉移送サービスを提供しました。 | 見直し<br><br>運転手不足のため、福祉移送サービス運転者養成講習会について、引き続き、委託により事業を実施し、運転者の確保を図ります。 | 令和7年度末で共同配車事業は終了しましたが、引き続き、福祉移送サービス運転者養成講習会を継続して実施し、枚方市内の福祉有償運送運転者の養成を進め、運転者の確保に努めます。 | 見直し<br><br>運転手不足のため、福祉移送サービス運転者養成講習会について、引き続き、委託により事業を実施し、運転者の確保を図ります。 | 障害支援課 |

## 施策の基本目標

## 第3節　安心して生活できるサービスの確保と提供

| 基本方向 | 施策 |
|---|---|
| 2　緊急時の対応 | （1）障害ニーズに応じた対応 |

### 取組（抜粋）：拡充

| 施策名 | 取組 | 令和7年度実績 | | 第4次改訂版計画　総括（令和8年度末見込） | | 所管課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 取組内容 | 今後の方向 | 取組内容 | 次期計画の方向性 | |
| 地域生活支援拠点の機能の充実 | 相談、ひとり暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等、地域生活支援拠点の早急な整備に向けて取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。 | 未整備である「体験の機会・場」の整備に向けて、障害福祉専門分科会の連携機関であるワーキンググループ会議等において引き続き協議を行い、令和8年度より『障害者居室体験事業』の試行実施に至りました。 | 拡充<br><br>障害者居室体験事業を試行実施し、運用実績や機能について検証を行います。 | 地域生活支援拠点の5つの機能のうち3つの機能は令和5年度中に整備を完了し、「緊急時の受け入れ態勢の確保」については、令和6年4月から市内短期入所事業者との協定により実施しました。障害者居室体験事業については令和8年度からモデル事業として試行実施しています。 | 拡充<br><br>運用実績や機能について検証を行いながら、障害者居室体験事業の本格実施を目指します。 | 障害企画課 |

## 施策の基本目標

# 第5節　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

| 基本方向 | 施策 |
|---|---|
| 1　相談・支援体制の充実 | （1）相談・支援体制の充実と<br>きめ細やかな情報提供 |

## 取組（抜粋）：拡充

| 施策名 | 取組 | 令和7年度実績 | | 第4次改訂版計画　総括（令和8年度末見込） | | 所管課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 取組内容 | 今後の方向 | 取組内容 | 次期計画の方向性 | |
| 地域生活支援拠点の整備【再掲】 | 相談、ひとり暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点の整備に取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。 | 未整備である「体験の機会・場」の整備に向けて、障害福祉専門分科会の連携機関であるワーキンググループ会議等において引き続き協議を行い、令和8年度より『障害者居室体験事業』の試行実施に至りました。 | **拡充**<br>障害者居室体験事業を試行実施し、運用実績や機能について検証を行います。 | 地域生活支援拠点の5つの機能のうち3つの機能は令和5年度中に整備を完了し、「緊急時の受け入れ態勢の確保」については、令和6年4月から市内短期入所事業者との協定により実施しました。居室体験事業については令和8年度からモデル事業として試行実施しています。 | **拡充**<br>運用実績や機能について、検証を行いながら、障害者居室体験事業の本格実施を目指します。 | 障害企画課 |